特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 指導医審査施行細則

- 第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会(以下「本会」という)認定制度規則 (以下「規則」という)第7条の規定に基づき、本会指導医審査に関し必要な事項を定める。
- 第2条 申請者は、次の各号に定める指導医申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。
 - (1) 指導医申請書(様式1)
 - (2) 本会指導医1名の推薦書(様式2)
 - (3) 本会認定医認定証(コピー)
 - (4) 業績目録。学会発表(様式 3-1)、論文(様式 3-2)、学会における活動、地域歯科保健における活動(様式 3-3)
 - (5) 指導医申請患者一覧表:10症例
 - (6) 指導医症例報告(様式4 様式7)
 - (7) 本会認定医制度生涯研修記録簿 (本会における講演発表又は症例発表または認定医症例発表の抄録のコピー(A4))
 - (8) 履歴書
 - (9) 指導医認定申請料 (郵便振替払込金領収証のコピー)
 - 2. ただし、本会指導医制度施行細則第2条3項の特別に認定審議委員会が推薦し、理事会で承認を受けた特定非営利活動法人日本歯周病学会歯周病指導医を取得している本会会員は、第2条1項の(5)~(7)は免除し、(3)は特定非営利活動法人日本歯周病学会歯周病指導医認定証(コピー)とする。
- 第3条 認定審議委員会による指導医審査は、毎年1回以上実施し、本会は3か月前までに指導医審査の 公示を行うものとする。

第4条 指導医審査

指導医審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。

- 1. 書類審査「症例提出用テンプレート」(ppt, pptx版)を用いること。
 - (1) 歯周炎患者10症例を提出すること。
 - (2) 歯周ポケット 4mm 以上の部位が全体の 30%以上, かつ歯周ポケット 6mm 以上が 3 歯以上存在している歯周炎症例であること。
 - (3) 全ての症例はメインテナンス又はサポーティブペリオドンタルセラピー(SPT)(歯周治療終了後6か月以上経過(1年以上経過していることが望ましい))まで進んでいて、機能している残存歯が10歯以上存在していること。なお申請資料には最新のデータを使用すること。

- (4) 特殊な歯肉炎や歯周炎、あるいは歯周形成手術により歯肉歯槽粘膜の解剖学的異常に対 処した症例も2症例以内で含めてよい。
- (5) 10 症例中 8 症例以上で歯周外科処置を行っていること。この場合、インプラント治療に 特化した外科処置は歯周外科処置数には含めない。
- (6) 歯周外科処置の中に1症例以上の再生療法を含むこと。さらに、歯周形成手術が含まれていることが望ましい。
- (7) 初診時に高齢者(65歳以上)又は全身疾患を有する症例を1症例含むこと。
- (8) 初診時、メインテナンス又は SPT 時の口腔内写真、歯周組織検査表、デンタルエックス 線写真を添付すること。

2. 口頭試問

口頭試問は、申請者が提出した症例の内、症例番号1番に対し以下の各号について行う。

- (1)申請者は、症例発表を行い口頭試問を受ける。
- (2)症例発表に指定した症例には、初診、再評価、終了及び直近のメインテナンス又はSPT時の所見が含まれる。
- (3)症例発表の持ち時間は、15分とする。
- (4) 症例発表は、原則としてパーソナルコンピューターによるスライドで行う。更に病歴及び 治療経過記録のコピーを用意する。
- 3. <u>ただし、令和6年6月17日から令和9年3月31日までを暫定期間とし、1項の(1)は5</u>症例、(4)は1症例以内、(5)は5症例中4症例以上とする。また2項の口頭試問は免除する。

第5条 合否判定

認定審議委員会は総合的な審査を行い、その合否結果を本会理事会に報告する。

2. 合否判定の細則、審査方法は別に定める。

第6条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、令和6年6月17日より施行する。